

平成30年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日 時	平成30年11月5日(月)14:00~16:00
場 所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室BC
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員) 植田委員、大石委員、濱田委員、松浦委員、松本委員、森本委員 欠席:加茂委員、田中委員、東山委員、松尾委員</p> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) ※説明員として出席 経済部 泉部次長、モノづくり支援室 巽室長、 公害対策課 木村課長、建設企画室 田島室次長、 都市計画室 畠中室次長、住宅政策室 鈴木室次長、 建築審査課 清水課長 欠席:政策調整室 赤穂室次長</p> <p>(事務局) モノづくり支援室 本田室次長、中川主査、前田係員</p>
案 件	<ol style="list-style-type: none"> 1. これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて 2. 施策等の実施状況の公表および意見募集について 3. 住工共生まちづくり事業に係る支援施策の見直しについて 4. 工業保全型の特別用途地区の拡充指定にむけて 5. その他
会議の公開 / 傍聴人の数	公開 / 傍聴人1名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について確認。 ・過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき、会議が成立していることを確認。 ・配布資料の確認。 <p>1. これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて</p> <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1. これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて」事務局より説明をお願いします。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて、資料1-1、1-2、1-3に沿って説明。 <p>【会長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。 ・基本的には今までのデータであるが、しばらく委員会が開催されていなかったため、

これまで5年間行われてきた事業等について整理したもの。新しいものは追加されている。

【委員】

・資料の1-2は平成26年からの交付実績が記載されており、資料1-3は平成25年からの活用事例が記載されている。なぜ資料の始期の年度がずれているのか。

・資料1-3と資料1-2の補助金活用事例の件数になぜ差異があるのか。資料1-3に事例が全て掲載されていないのではないのか。

【事務局】

・資料1-2については資料のスペース上の問題で平成25年度の記載を取りやめた。

・資料1-3について全ての事例が掲載されていないというご指摘であるが、資料1-3に記載しているのはあくまで活用事例の紹介であるため、全件網羅しているものではない。

【委員】

・ちょっとそれはあまりにおかしい対応ではないか。これまで行ってきた事例をまとめて掲載するのであれば、紙面上のスペースの都合で平成25年度分を省略したということでは、資料1-2と1-3では対応がとれない。

・資料1-3については部分的な掲載であるならばその旨明記し、どのように事例を選択したのかも記載が必要ではないか。全体を総括的に見るという資料では基本的な視点としておかしいのではないのか。

【事務局】

ご指摘のとおりである。その点については次回以降留意して資料の作成に努めてまいる。

【委員】

訂正した資料をお願いしたい。

【会長】

少なくとも今の時点で、資料1-3で事例を選択した理由を付記すべきである。

【委員】

資料1-3の相隣関係対策補助金の苦情の原因はどのような区分で記載されているのか。

【事務局】

苦情主からどのような苦情があったのか簡潔に記載した。

【委員】

苦情の原因として機械音とあるが、これは苦情を申し立てた側の言葉をそのまま記載しているのか、それとも行政側で整理を試みた区分分けに基づくものなのか。

【委員】

行政側でまとめたのではないのか。

【委員】

行政側でまとめたにしては言葉のまとめ方のレベルが揃わない。

【事務局】

(相隣環境対策補助金に)事業者が申請する際にどのような苦情があるか、添付資料として提出いただいている。その資料から引用している。行政側でまとめたものではない。

【委員】

そうであるならば、苦情の原因ではなく、苦情の内容と記載するのが適切ではないか。

一つ一つ丁寧に資料を作るべきである。

【会長】

他はないか。

【委員】

騒音等の苦情を個人的に思ったらすぐに言ってくる人が多い。苦情に関して例えば、学校の運動会でのスピーカー放送に対する苦情等、苦情を言われたからすぐに謝罪するのではなく、(苦情主と)コミュニケーションをとりながら理解を得ていく方策はないのか。(苦情を)言われたら補助金がでるのはちょっと意味が違うように感じる。

【説明員】

委員が仰ったように、(苦情主と)コミュニケーションが取れていれば苦情として発生しないのは事実である。しっかり工場周辺の方とコミュニケーションを取ることが一義的には大事である。

最近の公害の苦情の事例で多いのは、後で住宅が建ち、なかなか(既存の工場等と)コミュニケーションが取れない、その場合市に相談がある。新しく来られた方々は、どのようにコミュニケーションを取ればよいのか分からない方も多く、市に相談に来られる。

【委員】

消費者の立場からすると、自分の生涯の大事な買い物(注:この場合は家)をするのであるならば、時間をかけて周辺の環境をよく調べるべきであると考え。また、(家の建築に伴う相隣環境に関する紛争が起こることについて)不動産業者や、金融機関についても責任が生じるのではないかと。何でもかんでも行政に物を申すのではない。喧嘩をするのではなく、お互いに納得できるように、じっくり話し合いをすべきである。物を申せばお金が出るのはいかがなものか。

【会長】

ここで記載のある活用事例に関しては、市の職員も現場を見て、場合によっては意見を聞いて、近隣住民、工場の双方にとってプラスになるという判断をした上で、補助金を出すものである。

【委員】

後から入ってきた者の意見を聞いて補助金を出すのはいかがなものか。後から入ってきて苦情を出すこと自体、いかがなものか。

【会長】

(建てられる家屋の)周辺環境について、不動産業者等に事前にしっかり伝えるよう住工共生のまちづくり条例にも強調されている。メッセージを出している。

【委員】

メッセージを出して、金融機関や不動産業者が守らなかった場合はどうするのか、規範意識が希薄になっているのでは。

【会長】

そうならないための委員会である。

資料に記載されている事例については、全てが新しい人からの苦情に対応したというものではない。以前からの問題であったもので必要であると判断されたものに対して補助をするというものである。

【委員】

行政で条例を作っているにも関わらず、苦情の対応で多額の税金が投じられるのはいかがなものか。

【会長】

資料1-3(相隣環境対策補助金の活用事例)記載の改善対策経費は、対策のために企業が負担した全額を記載しており、市の支出した金額は、多くとも補助上限額内に収まっている。

【委員】

(対策を講じることになった)事業者はかわいそうである。

【委員】

行政の担当者は苦情のあった現地に赴くのか。

【説明員】

もちろん。現地に入る。現地調査の部分については、公害対策課とモノづくり支援室が連携を密にしながら対応をしている。所謂縦割りは生じていない。

【委員】

消費者の立場からすると、後から来た者が尊大に苦情を申し立て、以前より操業を続けてきた企業がいたたまれない。色々な啓発をしているにもかかわらず、結果として中途半端である。

【会長】

そのようなご意見をこの場で発言いただきたい。

2. 施策等の実施状況の公表および意見募集について

【会長】

・「2. 施策等の実施状況の公表および意見募集について」事務局より説明をお願いする。

【事務局】

・施策等の実施状況の公表および意見募集について、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6に沿って説明。

【会長】

毎年度市長が行う施策等の実施状況公表と意見聴取の内容とその結果についての報告でしたが、一つはこの公表の仕方がこれでよいのかという事が議論になるのではないかと。先ほど説明のあった資料を公表して意見を聴取したということであるが、この手法でよいのか、また、他のところでも構わないので、ご意見をお願いしたい。

【委員】

資料2-1の裏面、事業者からの意見で、水平展開として講じる予算措置についてもとあるが、この水平展開とはどういう意味であると解釈しているのか。

【説明員】

(予算措置ではなく、予防措置ということで)苦情が発生する前に対策を行いたいの、そのような取組についても補助金の対象にしてもらいたいという意味であると考ええる。今現在は苦情があって、その対策に対して補助金を支出する制度である。

【委員】

「水平展開」と書かなければそのように理解できるが、あえて「水平展開」と書いているので、空間的にもっと広いエリアを対象にして欲しいということか。そうでないと「水平」という意味がはっきりしない。

【説明員】

今現在は対象としていない予防措置も補助対象として欲しいという意見であると理解している。

【委員】

予防であるならばむしろ「垂直的」である。

【説明員】

以前よりこの予防措置についても補助対象にして欲しいとのご意見は頂戴していた。恐らくそのご意見であろうと考える。

【委員】

・意見の提出者数で市民が0であるが、資料が市民の目線に立つと、読みづらく分かり辛い。住民団体等に協力を要請して広報をすべきではないか。
・資料に広報にFAXを用いたとあるが、どこに送ったのか。

【事務局】

「中小企業だより」という市の施策を定期的(月2回)にご案内するものである。

【委員】

自治会や町内会には送付していないのか。

【事務局】

自治会や町内会には個別に案内は差し上げていない。

【委員】

市民からの意見を集めることのできるようにすべき。

【事務局】

次年度以降の改善点とさせていただきたい。

【会長】

資料3-3から資料3-6まで並べて細かく検討し意見を求められても普通の人ではないのではないか。そのまま公表するという事は良いことではあるが、資料を見て意見を求められてもなかなか難しいだろう。原則として実施状況をそのまま公開するのだろうとは思いますが。

【説明員】

次年度以降は市民の方からご意見をいただきやすいような資料の見せ方について検討したい。

【委員】

市民にご意見をいただきたい点を整理してはどうか。準工業地域がモノづくり推進地域という位置付けであるが、現実には準工業地域には住宅がたくさんあり、住んでいる人がいる。住んでいる側の人にとって、モノづくり推進地域に指定されていることについてどう思っているのか知りたい。

【会長】

この条例がある以上、広く意見を聴取できるような取組を行うよう求める。

【事務局】

ご意見いただきながら年々よりよいものにして参りたい。

3. 住工共生まちづくり事業に係る支援施策の見直しについて

【会長】

・「3. 住工共生まちづくり事業に係る支援施策の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

・住工共生まちづくり事業に係る支援施策の見直しについて、資料3-1、3-2に沿って説明。

【会長】

・住工共生のまちづくり補助金はいくつか補助金があり、工場移転支援補助金と相隣環境対策支援補助金は平成26年度のときに5年間の期限付きで拡充した。この

とき、補助金額、補助率を上げた。今年で拡充期間が終わるので、来年度からの変えないといけないので、どのように変えるかというのが、工場移転支援補助金と相隣環境対策支援補助金である。変えるにあたっては、資料1-2、資料1-3を参考にしながら考えていただききたい。工場移転支援補助金と相隣環境対策支援補助金については上限額を維持し補助率を2/3から元の1/2に戻したいというのが事務局の提案。

・上限額は額が(上限まで)結構使われているので、そのまま維持したいが、補助率を元に戻す理由は通常、東大阪市で行っている補助制度の補助率が1/2であるのでそれに戻したいということである。

・事業用地承継支援対策補助金についてはそのまま、住工共生のまちづくり協議会への支援補助金については具体的な内容が書かれていないが、これから支援の内容を検討したいということである。モノづくり立地促進補助金については記載のとおり、今までの補助内容を軽減するものである。ゼロにするわけではなく、補助の内容を軽くする方向で考えているということである。その理由は、アンケート結果にもあるように、この補助金があるから東大阪市に工場を立地したという訳では必ずしもないので、補助金のウエイトをもう少し軽いものにしてもよいのではないかとということである。

・補助制度は残しながら、今後の状況を睨みながら柔軟に考えていきたいが、当面は少し減らしていくという形である。アンケート結果は最後の立地促進補助金については13件の回答があったので、まだ使えるかなという印象であるが、最初のほう(相隣環境対策支援補助金や工場移転支援補助金)は回答数が少ないので、これだけでは(議論や、判断)難しいかなと感じる。やはりアンケートの回答件数が少ない。

【副会長】

工場移転支援補助金と相隣環境対策支援補助金が、2/3から1/2に補助率が変わり、補助上限が維持されるが、これによってどのような影響があるのか。補助上限額が変わらなければそれほど大きな影響はないということか。

【会長】

例を挙げると、資料1-3の相隣環境対策支援補助金のところで、No.10、11の方々は60万円前後であるため、補助率の変更に伴い補助金が10万円ほど減額になる。これが大きい小さいかは難しいところではあるが。

【副会長】

工場移転支援補助金と相隣環境対策支援補助金についてはあまり影響は出ないとして、モノづくり立地促進補助金は平成33年度以降については1/2から1/4になることについての影響はどうなのか。

【事務局】

ご指摘の件は平成33年度以降の工業専用地域内に立地する際には補助率を1/4にする件についてはこのままの経済状況が続けばという仮定の話である。工業専用地域については従来、需要が大変高い地域である。(工業専用地域に製造業を立地させることについて)行政の後押しがどれほど必要なのかということについては、従来と比較して、支援を緩めても民間の市場の中で工場が集積する環境が整っていると考える。さらに近年は経済状況が比較的堅調に推移しているため、このままの状況が続くのであれば、縮小しても工場が集積には影響がないであろうという予測の元、今回の補助施策の見直し案を提案している。他方、リーマンショックのような事も起こりうるとも考えているため、今後上乘せ策を全く行わないというわけではない。経済状況の動向を見ながら柔軟に対応して参りたい。

【委員】

先ほどの説明で市の補助制度が無くなれば大阪府の補助制度も受けられなくなるとあったが、具体的には何か。

【事務局】

大阪府の制度とは工業地域、工業専用地域で各市町村が補助制度を適用していることを前提に不動産取得税に対する補助を行っている。市が補助を一切無くしてしまうと自動的に大阪府の支援制度も適用されなくなるということである。

【委員】

それでは、東大阪市の補助金があれば、大阪府の補助制度は自動的に100%補助されるのか。

【事務局】

大小あるが、本市が補助制度を保っておれば、大阪府の制度が受けられるものである。

【委員】

大阪府の制度は不動産取得税だけか。

【事務局】

不動産取得税だけである。

【会長】

ポイントとなっているのはアンケートの問4。現所在地への立地を最終的に決定される際に重視した項目をお教えてください。である。これはあてはまるもの3つを選択するのだが、この3つに東大阪市の補助金を選択した企業は2社しかない。また、大阪府の補助制度を選んだ企業も1社しかないという状況であるから、補助金があるから東大阪市に来てくれるというものでは必ずしも無いのではないかという判断である。

【委員】

この問4の回答数は全部で36個、回答した事業者は12件とすると、2/12社が選んだということになる。

【会長】

利用実績が一番多い補助制度ではあるが。

【説明員】

補足説明すると、この補助制度は、工場の事業主、工場を建てた土地の地主、建物所有者の3者に補助金を出すものである。事業者が土地・建物の両方を所有していれば、固定資産税、都市計画税の10/10を現在は、5年間に亘って補助するものである。具体的な市町村名を出すと、八尾市にも同様の制度があるが、そちらは5年間の補助であるが1/2補助である。つまり東大阪市は八尾市の倍額出している。仮に補助期間が5年間から3年間に戻しても、八尾市の5年間より補助金額は大きいことから、都市間競争の観点からも不利に働くものではないと考えている。

【会長】

最終的な決定は市であるが、この審議会の意見は尊重されるものであるため、重要な審議の場である。何を基準に考えるのかであるが、政策の目的である。その目的とは、市内の工業専用地域、モノづくり推進地域、特別用途地区に工場を集積する、あるいはそこで長く事業を続けてもらうということである。そのためにこの補助金がどれだけ有効かと考えたときに、今まで考えていたほどは必ずしも有効ではないということが分かったが、有効ではないということは(企業が)来ていないということではなく、来ている企業にとってこの制度があるから来ているという訳では必ずしも無いので、今後数年間はギアを弱めてもよいのではないかというのが市の意見である。どんなに効果は小さくともギアは上げ続けるべきであるというような意見もあろうかとは思ふ。個人

的にはタイミングが悪いように感じるが、平成33年度以降のことも公にするのか。

【説明員】

来年度予算については公表するが、それ以降のことについては公にするものではないが、今回の審議会の資料は公開されるものであるため、考えについて全く明らかにしないというものではない。

【委員】

平成33年度以降についてもモノづくり推進地域については変えないということか。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

工業専用地域とモノづくり推進地域がどう異なるのか判断する資料がないため、今回の提案に至った背景が分からない。

【会長】

工業専用地域とモノづくり推進地域で平成33年度以降対応が違うのはなぜか。

【説明員】

東大阪市の工業専用地域は内陸部の都心に近いレアな工業専用地域であると言われている。それだけ需要も高いため、補助金制度の如何に関わらず工場が集積されるものと考えられる。他方、全く補助制度を無くしてしまうと府の補助制度を受けられなくなることから、補助の軽減をしていくものである。

【委員】

企業立地について企業の要望を聞いているが、工業専用地域に対する要望が強い。比較的土地も広いし、工場に対する制限が緩やかであるためである。

【会長】

表現の仕方が難しいところである。補助率を下げるというのは(企業に)来て欲しくないというような聞こえ方になるとよろしくない。しかし、補助をそれほどしなくとも大丈夫であるとも書けない。

【説明員】

補助金の原資は税金であり、税金の有効活用を図るのは市職員の命題でもあるため、その観点から考えた次第である。

【会長】

状況に応じて柔軟に対応すべきあるため、今回の案に必ずしも縛られる必要は無いと考える。状況に見合った形で対応されることを望む。

【副会長】

用途地域別にデータを揃え、後で判断が出来るようにしていただきたい。

【会長】

アンケートの回答者を用途地域毎に整理する等、今後の施策検討のためにもデータの整備を求める。この件については事務局案の方向で進めていくことで確認した。

4. 工業保全型の特別用途地区の拡充指定にむけて

【会長】

・「4. 工業保全型の特別用途地区の拡充指定にむけて」事務局より説明をお願いする。

【事務局】

・工業保全型の特別用途地区の拡充指定にむけて、資料4-1、4-2に沿って説明。

【会長】

これも非常に重要な論点であり、東大阪市は川田4丁目、水走5丁目の地域に特別用途地区の指定を行ったが、このエリアを2つの地域の南側に広げたいということ。この場で決定は行わないが、特別用途地区の決定は非常に重い。このような方向で進んでいきたいということに対して意見を言わないといけない。非常に厳しい制限が課されるので、慎重にならなければならない。

このデータでよいのかという議論は残るが、後半の方は今まで指定した地域の地価について指定したからといって周りの地域と比べて地価を下げているものではないということである。

【委員】

連合会長や地域の自治会の会長はこの地域に特別用途地区の指定がされているのは知っているのか。

【説明員】

当然ご説明している。

【委員】

資料に記載のある1件ある老人ホームとはどのような老人ホームか。

【事務局】

居宅型で社会福祉法人が運営しているものである。入居人数等のデータは持ち合わせていない。

【委員】

特別用途地区に指定された場合、老人ホームをサポートする制度はないのか。

【説明員】

現在はない。土地の売却に際してモノづくり推進地域では工場から工場への場合のみ地主への補助金が出るが、この特別用途地区の場合は、元の土地の利用形態を問わず工場に売却すれば補助金が出る。

【会長】

今回指定を考えている地域に駐車場が多い事が気になるが。

【副会長】

地元説明会の際には、倉庫経営者等を特別に集めて説明をする場を設けるのか。

【説明員】

今回は地権者を対象に開催する。

【副会長】

地権者をタイプ分けして集めることはしないのか。

【説明員】

住宅の方には個別に伺うが、地元説明会については地権者の方に一律に案内する予定である。

【会長】

・元々、川田4丁目、水走5丁目の特別用途地区指定の検討をしていたときに話に上っていたが、まずは北側を固めてからということであった。突然出てきた話ではない。

・住民との折衝を今後行い、基本的には指定に向けて進めていく形をお願いしたい。

5. その他

【会長】

<p>・「5. その他」について事務局より説明をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>・旧楠根住宅地の有効活用に向けたサウンディング型市場調査の結果について、資料5に沿って説明。</p> <p>【委員】</p> <p>サウンディングとは何か。</p> <p>【説明員】</p> <p>市の所有地の有効活用の手法を民間企業から広く募るものである。市場性を測るものである。今回は工場用地としての需要を調べるために、サウンディングの参加者を製造業者に絞って行った。その結果サウンディングに応じる企業はいなかったということである。</p> <p>～閉会～</p> <p>～以上～</p>
